

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第125号

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

別表第1 その他の世帯の項中

77,000	79,900	82,700	85,500	88,300	91,100	93,900
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

78,000	80,900	83,700	86,600	89,400	92,300	95,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。」

別表第2 その他の世帯の項中

71,100	73,700	76,300	78,900	81,500	84,100	86,700
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

72,000	74,700	77,300	79,900	82,600	85,200	87,800
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。」

別表第3 その他の世帯の項中

53,400	55,600	57,600	59,500	61,600	63,600	65,700
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

54,100	56,300	58,300	60,300	62,400	64,400	66,500
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中別表第1、別表第2及び別表第3の改正規定は令和3年4月1日から、第3条の改正規定及び次項の規定は同年9月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市子ども・子育て支援法施行細則第3条の規定は、令和3年9月分の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第2

9条第3項第2号, 第30条第2項各号(第4号を除く。)並びに附則第9条第1項第1号イ, 同項第2号イ(1)及びロ(1)並びに同項第3号イ(1)に規定するその他の事情を勘案して市町村が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により市長が定める額(以下「利用者負担額」という。)から適用し, 同年8月分までの利用者負担額については, なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)